

特定共同住宅用消防用設備等設置計画書

消防法第17条及び消防法施行令第29条の4の規定に基づき次のとおり消防用設備等の設置を計画します。 (No.)

建築主名		住所		電話	
代理者名		住所		電話	
地名地番	三田市			建築物名称	
主要用途		政令別表第1項	防火地域	防火・準防火・指定なし	
面積		敷地面積	建築面積	延べ面積	
	申請部分		m ²	m ²	
	申請以外の部分		m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²	
構造	造一部造耐火建築物 令8区画 無・有 (共同住宅以外の用途)				
構造類型	二方向避難+開放型・二方向避難型・開放型・その他			最高の高さ	m
階数	合計				
床面積	申請部分				
	申請以外の部分				
	合計				
階別用途	住宅用消火器 (消火器)				
	共同住宅用スプリンクラー設備				
	共同住宅用自動火災報知設備				
	住戸用自動火災報知設備				
	共同住宅用非常警報設備				
	共同住宅用連結送水管				
	共同住宅用非常コンセント設備				
	避難器具				
	誘導灯				
予定収容人数					
消防内装制限の有無					
普通・無窓階の別					
防災対象物品の有無					
防火(防災)管理者	要(甲種・乙種)・不要	統括防火(防災)管理	対象・対象外		
防火(防災)対象物定期点検報告	対象・対象外	表示マーク制度	対象・対象外		
火災予防条例に係る届出等					
省令第40号の適用申請	申請受付	年 月 日	三消予第 号		

消防長・次長・課長・	係長・係員

特記事項	
省令40号適用に伴い、中間検査が必要です。	

消防用審査・指導欄	

※消防用設備等設置計画書提出以後、工事及び使用開始までに提出しなければならない届出

工事整備対象設備等 着工届出書	消防法第17条の14、及び三田市火災予防条例第46条の2の規定により、工事着工10日前までに消防長へ2部提出すること。
消防用設備等工事計画届出書	
消防用設備等設置届出書	消防法第17条の3の2の規定により、工事完了日から4日以内に消防長へ2部提出すること。
防火対象物使用開始届出書	三田市火災予防条例第46条の規定により、使用開始7日前までに消防長へ2部提出すること。また、住宅用防災機器設置義務のある防火対象物については、機器の設置位置が図示された平面図を添付すること。

※ お問い合わせ先 三田市消防本部予防課 TEL 079-564-0119